

令和 7 年瑞穂町農業委員会 11 月総会

令和 7 年 11 月 25 日、令和 7 年瑞穂町農業委員会 11 月総会が町民会館ホールにて開催された。

農業委員会委員

1番 榎本雄一	2番 山田明弘	3番 青木一幸	4番 鈴木正実
	【欠席】		【欠席】
5番 坂田敬一	6番 中野高雄	7番 古川宗昭	8番 西村一彦
9番 村山正信	10番 細渕日出夫	11番 吉岡昭夫	12番 上野勝
		【欠席】	

農地利用最適化推進委員

田中俊明	長谷部冬樹	雨宮尚幸
	【欠席】	

出席した事務局職員は、次のとおりである。

産業経済課長 (事務局長)	水村探太郎	農政係長 (書記)	田中悠也
農政係	宮野裕城		

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 諸報告

日程第 3 議案第 1 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行って
いる旨の証明について

議案第 2 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

開 会 午後 1時26分

- 議長 (上野 勝 君) ただいまの出席委員は、定足数に達しておりますので、これより令和7年瑞穂町農業委員会11月総会を開催いたします。直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布された資料のとおりです。
- 議長 (上野 勝 君) 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、3番委員の青木 一幸さんと5番委員の坂田 敬一さんを指名いたします。
- 議長 (上野 勝 君) 日程第2、諸報告を事務局よりお願ひいたします。
- 事務局 (田中 悠也 君) 総会までの活動実績と今後の活動予定について報告。
- 議長 (上野 勝 君) 日程第3、議案第1号番号1、相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題とします。事務局より説明を求めます。
- 事務局 (宮野 裕城 君) 議案第1号番号1について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、証明内容〇〇、適格者証明〇〇。以上です。
- 議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。
- 農地利用最適化推進委員 (田中 俊明 君) 議案第1号、番号1相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は11月11日（火）午後2時40分より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、ネギ、ブロッコリー、ニンジン、サツマイモ等を栽培しています。耕作面積は約110aです。農業従事者は本人、妻、息子夫婦です。農業従事日数は本人が300日、妻が250日、息子夫婦が各250日です。所有機械は、耕運機2台、トラクター1台です。販路につきましては直売所、学校給食、量販店です。申請地の営農計画ですが、ブルーベリー、ハーブ等を栽培予定です。通作距離は車で5分です。販路は直売、ネット通販、飲食店です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地について適性に肥培管理されていると認められますので、適當だと思います。以上です。
- 議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

(「質疑なし」との声あり)

- 議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。
- これより採決に入ります。議案第1号、番号1について申請のとおり決することに賛成の方は举手願います。
- (举手多数)
- 議長 (上野 勝 君) 举手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。
- 続きまして、議案第2号番号1、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。
- 事務局 (宮野 裕城 君) 議案第2号番号1、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。
- 議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。
- 3番委員 (青木 一幸 君) 議案第2号番号1、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は11月11日(火)午後1時20分より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、ネギ、ブロッコリー、ハクサイ、トウモロコシ、を栽培しています。耕作面積は約600a。農業従事者は本人、妻、従業員4名です。農業従事日数は本人が350日、妻が300日、従業員が各250日です。所有機械はトラクター3台、管理機1台、軽トラック3台、2ントントラック2台等です。販路につきましては量販店、直売所、学校給食です。取得農地の営農計画はネギ、ブロッコリー、キャベツを栽培予定です。通作距離は車で5分です。販路は量販店、直売所、学校給食です。担当委員の意見としては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。
- 議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言お願いします。
- (「意見なし」との声あり)
- 議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。
- 農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということでよろしいでしょうか。賛成の方は举手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第2号番号2、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第2号番号2、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

3番委員 (青木 一幸 君) 議案第2号、番号2農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした長岡地区の調査内容を報告します。現地調査は11月11日(火)午後1時40分より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、トウモロコシ、ハクサイ、キャベツ、ネギ等を栽培しています。耕作面積は約600a。農業従事者は本人、従業員4名です。農業従事日数は本人が350日、従業員が各300日です。所有機械はトラクター2台、管理機7台、軽トラック4台、軽バン1台等です。販路につきましては量販店、直売所、食品加工会社です。取得農地の営農計画はネギ、葉物野菜を栽培予定です。通作距離は車で15分です。販路は量販店、直売所、食品加工会社です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

10番委員 (細渕 日出夫 君) 議案第2号、番号2農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした元狭山地区の調査内容を報告します。現地調査は11月11日(火)午後2時より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、先ほどの長岡地区の報告と同じです。取得農地の営農計画ですがネギ、葉物野菜を栽培予定です。通作距離は車で15分です。販路は量販店、直売所、食品加工会社です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います

ます。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言お願ひします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。

農業委員会として意見がないので、適當という旨を農地中間管理機構に付するということでおろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適當という旨を意見送付します。続きまして、議案第2号番号3、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第2号番号3、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

10番委員 (細渕 日出夫 君) 議案第2号、番号3農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は11月11日(火)午後2時より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、先ほどの議案第2号番号2と同じとなります。取得農地の営農計画はネギ、葉物野菜を栽培予定です。通作距離は車で10分です。販路は量販店、直売所、食品加工会社です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言お願ひします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。

農業委員会として意見がないので、適當という旨を農地中間管理機構に付するということでおろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適當という旨を意見送付します。続きまして、議案第2号番号4、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第2号番号4、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (田中 俊明 君) 議案第2号、番号4農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は11月11日(火)午後2時40分より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、ブルーベリー、ハーブ、サツマイモ、ジャガイモ、大豆等を栽培しています。耕作面積は約45a。農業従事者は本人、両親です。農業従事日数は本人が300日、両親が各100日です。所有機械はトラクター1台、耕耘機1台、芋洗い機1台、ハンマーナイフ1台等です。販路につきましては直売、学校給食、量販店です。取得農地の営農計画はブルーベリー、ハーブを栽培予定です。通作距離は車で5分です。販路は直売、ネット通販、飲食店への出荷です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言お願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。農業委員会として意見がないので、適當という旨を農地中間管理機構に付することでおろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第2号番号5、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第2号番号5、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員会 (田中 俊明 君) 議案第2号、番号5農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は11月11日(火)午後2時40分より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、先ほどの議案第2号番号4と同じです。取得農地の営農計画はジャガイモ、サツマイモ、レタス、パクチー等を栽培予定です。通作距離は車で3分です。販路は量販店です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言お願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということでよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第2号番号6、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第2号番号6、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

10番委員 (細渕 日出夫 君) 議案第2号、番号6農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は11月11日(火)午後3時20分より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、ブロッコリー、ケール、オクラ、ダイコン、ニンジン等を栽培しています。耕作面積は約100a。農業従事者は本人、父です。農業従事日数は本人が300日、父が100日です。所有機械はマルチヤー1台、管理機1台、ニンジン洗い機1台、チッパー1台等です。販路につきましては量販店です。取得農地の営農計画はのらぼう菜を栽培予定です。通作距離は車で5分です。販路は量販店です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言お願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということでよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第2号番号7農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第2号番号7、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、

利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

7番委員 (古川 宗昭 君) 議案第2号、番号7農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は11月11日(火)午後3時40分より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、先ほどの議案第2号番号6号と同じです。取得農地の営農計画はプロッコリー、ケール、カーボロネロを栽培予定です。通作距離は車で15分です。販路は量販店です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言お願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。

農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということでよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第2号番号8、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第2号番号8、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

6番委員 (中野 高雄 君) 議案第2号、番号8農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は11月11日(火)午後4時より行いました。調査委員

は、会長、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、ネギ、サツマイモを栽培しています。耕作面積は約300a。農業従事者は本人、従業員2名です。農業従事日数は本人が360日、従業員が各250日です。所有機械はトラクター4台、管理機7台、動力噴霧器2台等です。販路につきましては給食、道の駅、量販店です。取得農地の営農計画はネギ、サツマイモを栽培予定です。通作距離は車で30分です。販路は量販店です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長

(上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長

(上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということでよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長

(上野 勝 君) 挙手多数により、本件について農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第3号番号1、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

(宮野 裕城 君) 議案第3号番号1、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、譲受人世帯の稼働人員〇〇。以上です。

議長

(上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員

(田中 俊明 君) 議案第3号、番号1農地法第3条の規定による許可申請に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は11月11日(火)午後2時20分より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。〇〇〇〇の現在の営農状況ですが、ネギ、サトイモ、キュウリ、ナス、トマト等を栽培しています。耕作面積は約25aです。農業従事者は本人、夫、両親です。農業従事日数は本人が150日、夫が50日、両親が各250日です。所有機械は、トラクター1台、軽トラック1台等です。販路につきましては、自家消費です。申請地の営農計画ですが、ス

イカ、ナス、キュウリを栽培予定です。通作距離は車で1分です。販路は自家消費です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。
これより採決に入ります。議案第3号、番号1について申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。
続きまして、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、被相続人〇〇、相続人〇〇。番号2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、被相続人〇〇、相続人〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終りました。本件については、会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第1号を終了いたします。
以上をもちまして本総会に付議された事件の審議は、全て終了いたしました。これにて、令和7年瑞穂町農業委員会11月総会を閉会といたします。

閉会 午後 2時13分

議

長

第 3 番 委 員

第 5 番 委 員